

死刑制度の廃止に伴う代替刑の制度設計に関する提言

提言の趣旨

死刑制度の廃止

代替刑として

終身拘禁刑の創設

仮釈放のない終身拘禁刑

無期刑への特別減刑手続制度

改悛の状が顕著等、一定の要件の下、例外的に、仮釈放制度の適用のある無期拘禁刑に減刑する特別手続を創設する。

死刑廃止を求める理由

基本的人権の核をなす「生命」を国家が剥奪する刑罰

誤判があれば、取り返しがつかない。

刑罰制度の本来の趣旨とも全く整合しない。

受刑者処遇の主眼が「改善更生」へ

人間性の回復
社会的包摂の達成

2022年6月の刑法改正で、懲役刑と禁錮刑が一元化されて「**拘禁刑**」となる。

受刑者処遇の主眼

懲らしめ

更生

死刑だけが、改善更生を一切否定する「特異」な刑罰となりました！

死刑制度の問題点は、多岐にわたります。

日弁連は、別途問題提起しています。

代替刑創設が必要な理由

刑の均衡上、死刑以外で無期懲役以上の代替刑が必要

自由刑の極刑というべき終身拘禁刑の創設

死刑廃止を国民が許容することにつながる

内閣府
世論調査

「仮釈放のない終身刑が導入されれば死刑を廃止するほうがいい」と回答した人は約**35%**もいた。

内閣府

内閣府世論調査の問題点について、日弁連は別途指摘しています。

終身拘禁刑受刑者への処遇

改定国連被拘禁者処遇最低基準規則（ネルソン・マンデラ・ルールズ）

我が国の「行刑改革会議提言」（2003年12月22日）

これらを参考として、憲法が求める「個人の尊厳」を尊重した内容となる処遇制度を検討する必要があります！

終身拘禁刑の減刑制度が必要な理由

改悛の状が顕著等の要件を満たした人には、例外的に減刑の上での仮釈放の可能性も認めるべきです。

担当機関

裁判所（合議）での審判とする

刑執行中の刑罰変更の重大な判断のため

申立時期

15年又は20年後に可能とする（さらに減刑後10年で仮釈放審理が可能）

残虐な刑罰という評価を避けるため等